

○ 生産基盤強化対策 共通

(令和5年3月28日更新)

(生共－1) 生産基盤強化対策を実施する趣旨いかん。

【事業の実施体制】

(生共－2) 本対策における実施体制（地域協議会の定義、都道府県と地域協議会の役割）、助成金の支払いルート、支払いに当たっての都道府県等による確認などは収益性向上対策（従来の産地パワーアップ事業）と同じか。

【都道府県事業実施方針等】

(生共－3) 都道府県事業実施方針は既存のものを改正して対応することは可能か。

【産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）及び都道府県事業計画】

(生共－4) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）及び取組主体事業計画の成果目標について、目標はどのように設定する必要があるのか。

(生共－5) 生産基盤強化対策における面積要件いかん。

(生共－6) 対象品目に稲等の土地利用型作物は含まれるか。

【目標年度】

(生共－7) 果樹の技術実証の取組に係る目標年度のうち、事業実施年度の5年後となるのはどのような場合か。

【生産基盤強化対策 事業内容】

(生共－8) 生産基盤強化対策の構成内容いかん。

(生共－9) ハウスや樹園地の再整備・改修は、継承の前に行わなければいけないのか、継承の後に行う場合も補助対象となるか。

(生共－10) 農業用ハウスや樹園地を再整備・改修した場合、取組目標を達成すべき者は誰になるのか。

(生共－11) 継承前に農業用ハウスや樹園地を再整備・改修した場合、いつまでに継承すればよいのか。また、継承できなかった場合はどうなるのか。

(生共－12) 農業用ハウスや樹体等の継承の方法は譲渡か。リースも可能か。

(生共－13) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改修の取組における継承とは、経営の継承か。

(生共－14) ハウスや樹体等を譲渡する場合は、土地も譲渡する必要があるか。

(生共－15) 所有している農業用ハウスや樹体等の一部を継承する場合でも対象か。

(生共－16) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡したことはどのようにして確認するのか。

(生共－17) 農業用ハウスや樹体等の継承後に本格的な営農を開始していないことはどのように

確認するのか。

- (生共-18) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡する場合、譲渡額はどのように決めるのか。
- (生共-19) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡する場合、財産処分手続は必要か。
- (生共-20) 整備事業で再整備したハウス等を新規就農者等に譲渡する場合、財産管理台帳は引き継ぐのか。また、事業実施報告等はどうするのか。
- (生共-21) 親のハウスや樹体等を子に継承する場合は対象となるか。
- (生共-22) 農業法人が所有するハウス等を従業員に継承する場合は対象となるか。
- (生共-23) 民間企業に継承する場合は対象となるか。
- (生共-24) 営農組織に継承する場合は対象となるか。
- (生共-25) 水稲と野菜、水稲と果樹等の複合経営を実施している取組主体も、農業用ハウスや樹園地の再整備・改良の補助対象（継承先）となり得るのか。事業の対象品目の面積や販売額が占める割合の要件はあるのか。
- (生共-26) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」（又は同様の取組）を実施することを必須としているが、実施主体は同一でないといけないのか。
- (生共-27) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」（又は同様の取組）を実施することを必須としているが、「人・農地プランの実質化の取組」など既存の取組を行っている場合は要件を満たすのか。本対策の予算を使った取組でないと認められないか。
- (生共-28) ライスセンターやカントリーエレベーター、集出荷施設は改修の対象となるか。
- (生共-29) 農地の改良は対象か。（天地返し等のほ場条件の改善等）
- (生共-30) 農業用ハウスを再整備・改修するに当たり、費用対効果分析は必要か。
- (生共-31) 既存ハウスや樹体支持設備・被害防止設備等の撤去費用はどこまで補助対象となるか。（修正）
- (生共-32) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、施工に要する経費や撤去等に要する経費の条件となっている「自力施工が困難な場合」とは。

(生共－１) 生産基盤強化対策を実施する趣旨いかん。

(答)

生産基盤強化対策は、産地において、後継者不在のハウス、樹園地、農業機械の強化と次世代への円滑な継承を図りつつ産地の生産規模を維持し、生産基盤の強化を図ることを目的として、農業用ハウス、果樹園・茶園等の再整備、改修と継承ニーズのマッチング等について支援を行うとともに、全国的な土づくりの展開に対して支援することとしたものである。

【事業の実施体制】

(生共－２) 本対策における実施体制（地域協議会の定義、都道府県と地域協議会の役割）、助成金の支払いルート、支払いに当たっての都道府県等による確認などは収益性向上対策（従来の産地パワーアップ事業）と同じか。

(答)

収益性向上対策と同じである。

【都道府県事業実施方針等】

(生共－３) 都道府県事業実施方針は既存のものを改正して対応することは可能か。

(答)

既に収益性向上対策について都道府県事業実施方針を作成済みであれば、それに生産基盤強化対策を追加しても差し支えない。

【産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）及び都道府県事業計画】

(生共－４) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）及び取組主体事業計画の成果目標について、目標はどのように設定する必要があるのか。

(答)

- 1 産地において定める目標については、「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」であり、定量的に定める必要がある。
- 2 なお、達成率は、実績／目標で算出することとする。
- 3 取組目標については、設定した目標の基準時からそれぞれ「向上」、「増加」、「低減」させる必要がある。

(生共－５) 生産基盤強化対策における面積要件いかん。

(答)

- 1 品目ごとの面積要件は、原則、設けないこととしている。

- 2 ただし、別記2別紙2「I 基金事業」のうち「2 果樹園・茶園等の再整備・改修」で果樹、茶及び永年性工芸作物（桑、ホップ及び和紙原料作物をいう。以下同じ。）（以下「果樹等」という。）の改植等を実施する場合にあっては、実施面積は樹園地ごとの合計面積がおおむね2 a以上、「5 生産技術の継承・普及に向けた取組」で果樹等の改植等を実施する場合にあっては、実施面積が1箇所あたりおおむね2 a以上であるものとしている。

(生共－6) 対象品目に稲等の土地利用型作物は含まれるか。

(答)

対象品目は限定しておらず、生産基盤強化対策のうち、「3. 農業機械の再整備・改良」、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」及び「5. 生産技術の継承・普及の取組」については土地利用型作物も対象になる。

【目標年度】

(生共－7) 果樹の技術実証の取組に係る目標年度のうち、事業実施年度の5年後となるのはどのような場合か。

(答)

新植や改植を伴う技術実証の取組の場合、目標年度は事業実施年度から5年後となる。一方、新植や改植を伴わない技術実証の取組の場合の目標年度は、通常どおり、事業実施年度の翌々年度である。

【生産基盤強化対策 事業内容】

(生共－8) 生産基盤強化対策の構成内容いかな。

(答)

- 1 生産基盤強化対策は、基金事業と整備事業で構成される。
- 2 基金事業については、以下の取組を支援する。
 - ① 農業用ハウスの再整備・改修（既存ハウスの補修、補強、改修等）
 - ② 果樹園・茶園等の再整備・改修（果樹等の改植等、作業道の導入・改良等）
 - ③ 農業機械の再整備・改良（農業用機械の導入、作業性・安全性の改良）
 - ④ 生産装置の継承・強化に向けた取組（再整備・改修した施設・樹体等の継承あっせん等）
 - ⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組（栽培管理等の技術実証、継承・普及のための研修等）
 - ⑥ 全国的な土づくりの展開（堆肥を活用した土づくりの実証）
- 3 整備事業については、以下の取組を支援する。
 - ① 後継者不在のハウスを継承する際に必要となる低コスト耐候性ハウスの再整備

② 栽培管理、労務管理等の技術実証に必要な低コスト耐候性ハウスの整備

(生共－9) ハウスや樹園地の再整備・改修は、継承の前に行わなければいけないのか、継承の後に行う場合も補助対象となるか。

(答)

- 1 農業用ハウスや樹園地の再整備・改修は、
 - ① 原則として5年以内に新規就農者や担い手（認定農業者や農業法人等）に譲渡される計画があるもの
 - ② 新規就農者や担い手が譲渡を受けた後、本格的な営農を開始していないものを対象としており、継承の前、継承の後のどちらも可である。
- 2 なお、②の「本格的な営農を開始していない」とは、例えば、継承したハウスの設備の老朽化・能力不足等、樹園地における樹体の老木化や果樹棚の老朽化などにより、計画している生産が行われていない場合等を想定している。

(生共－10) 農業用ハウスや樹園地を再整備・改修した場合、取組目標を達成すべき者は誰になるのか。

(答)

- 1 目標年度の終了時点で、ハウスや樹園地を経営している者（受け皿組織を含む）が、取組目標を達成すべき者になる。
- 2 なお、ハウス等を再整備した者が目標年度終了時点で未継承の場合は、申請時に有している計画が実行されることを前提として、取組目標達成と判断するものとする。
- 3 ただし、事業実施から5年以内に継承することが前提となっているため、評価年度時点で未継承の場合には、継承が行われるまで毎年地域協議会等を通して、都道府県まで報告し、都道府県がフォローアップすることが求められる。

(生共－11) 継承前に農業用ハウスや樹園地を再整備・改修した場合、いつまでに継承すればよいのか。また、継承できなかった場合はどうなるのか。

(答)

- 1 再整備・改修の完了から原則として5年以内に新規就農者又は担い手（農協等の受け皿組織を含む）に譲渡することが必要となる。
- 2 生産基盤強化対策は、新規就農者又は担い手（農協等の受け皿組織を含む）への農業用ハウスや樹体、樹体支持設備、被害防止設備等（以下「樹体等」という。）を譲渡し、これらの者が譲渡を受けたハウスや樹体等を用いて営農を開始することを目的としているため、仮に継承できなかった場合は目的外使用に当たり、原則、国庫補助金の返還が必要となることに留意し、確実に継承されるよう計画を十分に検討いただき、事業の進捗管理に努めていただきたい。

(生共-12) 農業用ハウスや樹体等の継承の方法は譲渡か。リースも可能か。

(答)

- 1 譲渡に限定している。これは、リースについては、所有権を元の農家が持ち続けることになるため、本事業の目的（次代への継承）を達成する上で適当でないためである。なお、新規就農者の初期投資負担の軽減のため、契約上で分割による支払い等を行うことについては差し支えない。無償譲渡も可能である。
- 2 また、ハウスや樹体等を、
 - ・後継者不在の農業者からJAや農業公社に継承（譲渡）し、再整備・改修した上で新規就農者等に貸付又は譲渡する
 - ・後継者不在の農業者が再整備・改修した上でJAや農業公社に継承（譲渡）し、新規就農者等に貸付又は譲渡する取組は可とする。
- 3 この場合、賃借料の設定については、別記2別紙2のIの1（5）イ（オ）の規定に従うものとする。
- 4 なお、継承前の農業用ハウスの整備に国の補助金等を活用しており、かつ、処分制限期間が終了していない場合には、譲渡の前に別途財産処分承認手続が必要となる。

(生共-13) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改修の取組における継承とは、経営の継承か。

(答)

- 1 農業用ハウスや樹体等、生産装置の継承（ハウス、樹体等の譲渡）であり、経営全体の継承ではない。
- 2 なお、農業機械の再整備・改良の取組における継承については、作業受託を含めた生産機能の継承である。

(生共-14) ハウスや樹体等を譲渡する場合は、土地も譲渡する必要があるか。

(答)

土地については必ずしも譲渡する必要はないが、継承者が問題無く営農できるよう農地の利用権を設定する必要がある。

(生共-15) 所有している農業用ハウスや樹体等の一部を継承する場合でも対象か。

(答)

- 1 一部の農業用ハウスや樹体等を継承する場合でも対象とする。

- 2 なお、この場合に再整備・改修の対象となる農業用ハウスや樹体等は、所有しているもののうち継承する部分のみであり、継承しない部分については、助成対象とはならない。（例えば、30aのハウスを所有しており、5aは自家消費用の野菜生産等に用い、残りの25aのみを継承する場合には、継承する当該25aのみ再整備・改修の対象となる。）

(生共-16) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡したことはどのようにして確認するのか。

(答)

譲渡された際の契約書、登記簿（農地の権利移動を伴う場合）等によって確認いただきたい。

(生共-17) 農業用ハウスや樹体等の継承後に本格的な営農を開始していないことはどのように確認するのか。

(答)

再整備や改修を行う農業用ハウスや樹体等が譲渡されたものであることは契約の書面等によって確認いただきたい。また、本格的な営農を開始していないことについては、継承した新規就農者や担い手の営農計画や地域協議会構成員による現地確認等から確認いただきたい。

(生共-18) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡する場合、譲渡額はどのように決めるのか。

(答)

- 1 本事業により再整備・改修した農業用ハウスや樹体等を譲渡する場合、その譲渡額は、改修後の当該ハウス・樹体等の残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額から、助成額を差し引いた金額以内とする。
- 2 樹体等を譲渡する場合で、当該樹体等の残存簿価又は時価評価額の算出が困難な場合は、助成額と地域の実情を勘案し、妥当な額を設定する。

(生共-19) 再整備・改修後にハウスや樹体等を譲渡する場合、財産処分手続は必要か。

(答)

- 1 生産基盤強化対策は、新規就農者又は担い手（農協等の受け皿組織を含む）への農業用ハウスや樹体等の譲渡を目的としていることから、本対策で再整備・改修した農業用ハウス等の譲渡自体は、補助金適正化法に基づく財産処分（補助対象財産を補助目的に反して譲渡すること）の定義に当たらないことから、財産処分手続は必要ない。
- 2 ただし、継承後の財産処分は通常と同様の手続が必要となる。

(生共-20) 整備事業で再整備したハウス等を新規就農者等に譲渡する場合、財産管理台帳は引き継ぐのか。また、事業実施報告等はどうするのか。

(答)

財産管理台帳は継承先に引き継ぐ。また、事業実施報告等も継承先が行う。

(生共-21) 親のハウスや樹体等を子に継承する場合は対象となるか。

(答)

本事業は、後継者不在のハウスや樹体等の生産基盤を新規就農者や担い手に継承することを目的としているため、原則として子への継承は対象とならない。ただし、

- ① 現在、子は農業以外に就職して農業に従事しておらず、本事業によるハウスや樹園地等の再整備・改修等を機に親とは別の経営として就農する場合（他地域や農外からのUターン）、
 - ② 子は農業に従事しているが、親の経営とは別に独立した法人経営を行っていて、当該別法人に継承する場合、
- 等については、後継者不在の状態と同等と見なし、対象とする。

(注) ①、②については、在職証明書や確約書等により確認

(生共-22) 農業法人が所有するハウス等を従業員に継承する場合は対象となるか。

(答)

- 1 ハウス等を所有する農業法人が離農し、従業員が別法人を立ち上げて継承する場合等については、後継者不在の状態と同等とみなし、対象となる。
- 2 ハウス等を所有する農業法人が継続し、その代表が交代するのであれば継承とみなすことはできないため、対象とならない。

(生共-23) 民間企業に継承する場合は対象となるか。

(答)

民間企業が、交付等要綱で定める取組主体要件に該当し、地域で担い手として判断される者であれば対象となる。

(生共-24) 営農組織に継承する場合は対象となるか。

(答)

継承先が営農組織の構成員に含まれず、地域で担い手と判断される営農組織であれば対象となる。

(生共-25) 水稲と野菜、水稲と果樹等の複合経営を実施している取組主体も、農業用ハウスや樹園地の再整備・改良の補助対象（継承先）となり得るのか。事業の対象品目の面積や販売額が占める割合の要件はあるのか。

(答)

産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）で設定する品目の範囲であれば、複数品目を営農している取組主体でも該当する品目については対象になり得る。この場合、事業の対象品目の面積や販売額の割合についての要件はない。

(生共-26) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」（又は同様の取組）を実施することを必須としているが、実施主体は同一でないといけないのか。

(答)

同一地域において「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」を行う際の実施主体は別でも対象となる。

(生共-27) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」（又は同様の取組）を実施することを必須としているが、「人・農地プランの実質化の取組」など既存の取組を行っている場合は要件を満たすのか。本対策の予算を使った取組でないと認められないか。

(答)

- 1 既に体制が整備されて継承の取組を実施しているなど、「4. 生産装置の継承・強化に向けた取組」の「産地における継承・強化体制」が構築されており、継承・強化の取組を既に実施している場合は、要件を満たしていると判断する。本対策の活用の有無は問わない。
- 2 この場合、既存の取組について、産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）に記載することとする。

(生共-28) ライスセンターやカントリーエレベーター、集出荷施設は改修の対象となるか。

(答)

農業用ハウス、樹体等、農業機械を対象としているため、ライスセンターやカントリーエレベーター、集出荷施設は対象外。

(生共-29) 農地の改良は対象か。（天地返し等のほ場条件の改善等）

(答)

- 1 農業用ハウスの再整備・改修においては、農地の改良は対象外。
- 2 ただし、樹園地の再整備・改修のメニューにおいて、改植に伴う土づくり（深耕・整地費、土壌改良費等）は対象としている。

(生共-30) 農業用ハウスを再整備・改修するに当たり、費用対効果分析は必要か。

(答)

- 1 基金事業において、パイプハウスを再整備・改修する場合、費用対効果分析の提出は不要。ただし、再整備・改修するパイプハウスの強度や作業性については、事業実施地区の気候や品目等を勘案し、円滑に継承する上で必要な程度のもを整備できることとしており、取組主体や都道府県において必要性等を整理しておくことが必要。
- 2 整備事業において、低コスト耐候性ハウスに再整備する場合は費用対効果分析で1.0以上であることが必要。

(生共-31) 既存ハウスや樹体支持設備・被害防止設備等の撤去費用はどこまで補助対象となるか。(修正)

(答)

既存ハウスの再整備・改修を行う場合のハウス、又は、既存の樹体支持設備等の再整備・改修を行う場合の既存の設備等の解体、撤去及び移設に要する経費は、自力施工が困難な場合(生共-32 参照)に限り補助対象になる。

(生共-32) 農業用ハウスや樹園地の再整備・改良を実施する場合、施工に要する経費や撤去等に要する経費の条件となっている「自力施工が困難な場合」とは。

(答)

施工や撤去に当たり専門技術が必要な場合、取組主体が高齢などの身体上の問題により自力施工が不可能な場合等のやむを得ない事情を想定している。